一般社団法人全日本実業団空手道連盟 肖像権の取扱規程

第１条［目的］

本規程は、一般社団法人全日本実業団空手道連盟（以下、「本連盟」という。）の定款第５条に定める法人の構成員及び特別会員（以下、まとめて「会員」 という。）の肖像権（プライバシー権・パブリシティ権）の取扱い等について必要な事項を定めるものとする。

本規程は、本連盟の定款第３条に定める目的及び第４条に定める事業のもと、以下の精神に則り定める。

⑴　会員の肖像権（プライバシー権）を保護する。

⑵　本連盟の肖像権（パブリシティ権）を保護する。

第２条［用語の定義］

本規程で用いる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

⑴　本事業とは、本連盟が主体的に運営する行事・大会・審査会・講習会等をいう。

⑵　会員とは、定款第５条に定める法人の構成員及び特別会員のことをいう。

⑶　肖像とは、個人の動画・静止画・氏名・ニックネーム・役職名・音声等をいう。

⑷　肖像権（プライバシー権）とは、「承諾なしに、肖像をみだりに撮影若しくは記録され、または撮影若しくは記録された肖像を公表されない権利」をいう。

⑸　肖像権（パブリシティ権）とは、「その人物に備わっている、顧客吸引力を中核とする経済的な価値（パブリシティ価値）を保護する権利」をいう。

第３条［肖像の管理］

本連盟は、次条以下に定める範囲で、本連盟の肖像権（パブリシティ権）及び会員の肖像権（プライバシー権）を排他的に支配する権利を有し、適正に管理する。

第４条［本協会の肖像権（パブリシティ権）］

会員は、本連盟が保有する肖像権（パブリシティ権）その他の法的権利・利益を侵してはならない。

第５条［本連盟による肖像の利用］

会員は、本連盟が次の各号の行為を行うこと、または、本連盟が企業・団体・報道機関等その他の第三者に対し、次の各号の行為を行うことを許可することを了承する。

⑴　本事業において、会員の肖像を撮影し、または記録すること。

⑵　前号により撮影または記録した肖像を大会プログラム・機関誌・新聞・雑誌・ホームページ・ＳＮＳ等に掲載すること、テレビ・インターネットで放映すること、広告・宣伝に利用すること、商品化することなど、営利非営利を問わず利用すること。

⑶　企業ＣＭ等の使用の際、第１号により撮影または記録した肖像を含む画像・映像の編集・加工をすること。

⑷　第１号により撮影または記録した肖像を有償で第三者に譲渡すること。

２　会員は、前項による肖像の利用について、本連盟に対し名目の如何を問わず一切の対価を請求しないこと。

３　現在・過去の本連盟の会員は、第１項第１号により撮影または記録した肖像に対し、誹謗中傷、脅迫、風評被害、ＳＮＳ炎上、マスメディアによる報道被害、ストーカー被害が認められるなど正当な理由がある場合、事前または事後に本連盟にその利用の制限、停止その他、適切な措置を求めて申立てをすることができ、本連盟は、その申立てが本規程に反するなど、会員のプライバシー保護等の観点からその申立てを正当と認めるときは、その利用を制限、停止その他、適切な措置を講

じる。

【肖像制限、停止の申請先】

本連盟公式ＨＰ内「お問合せ」https://jikf.wkf.jp/より、①申請者名（肖像本人に限る）②対象の肖像③利用制限、停止等の申請理由を入力の上、申請してください。

第６条［会員による肖像の利用］

本事業において本連盟が撮影・記録した肖像について、会員自らがその利用を希望する際は、所定の申請方法によって本連盟の利用許諾を得て利用することができる。

【肖像利用の申請先】

本連盟公式ＨＰ内「お問合せ」https://jikf.wkf.jp/より、①企業・団体名②代表者名③連絡先を入力の上、申請書の送付を依頼してください。

第７条［本規程の承諾］

会員は、本連盟に新規加盟申請書及び継続届ならびに特別会員入会申請書を提出することにより本連盟の会員となり、本規程を承諾したものとする。

第８条［権利の侵害］

本連盟と会員は、本規程に反する肖像権（プライバシー権・パブリシティ権）の利用、第三者による肖像権（プライバシー権・パブリシティ権）を侵害する行為その他の紛争に対して、必要に応じて共同して対処するものとする。

第９条［本規程に属さない事項］

本規程に定めのない事項が発生した場合は、原則として本連盟事務局で協議を行ったのち、理事会によりその対応を決定するものとし、会員は本連盟の決定に従うものとする。

第１０条［改廃］

本連盟は、必要があると認めるときは、いつでも本規程の全部または一部を改訂し、または廃止することができるものとする。本規程が改訂された場合は、以降、改訂前に撮影または記録された肖像も含めて、改訂後の本規程が適用されるものとする。

第１１条［違反時の措置］

会員が本規程に違反したときは、本連盟は、損害賠償請求等の法的措置、その他本連盟が相当と認める措置を取ることができる。

附則 本規程は、令和５年１２月２３日より施行する。